規制改革会議が求める「人気介護士指名料」

マッサージ解禁の次は「同伴料」か

参院議員政策担当秘書　岡田裕二

「『指名料』とは何だ！　規制改革推進会議の連中はそういう店にばかり行っているから、こういうネーミングになるんじゃないのか！」

5月11日早朝、自民党本部の8階会議室に尾辻秀久元厚生労働相の怒号が響き渡った。事の始まりは、約2週間前の4月25日、政府の規制改革推進会議が「介護保険内・外サービスの柔軟な組み合わせに関する意見」と題した提言を行い、そこで、介護サービス価格の自由化について、「特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料を徴収すること」などを提案したことだ。

介護士の「指名料」制度を設けることで、「介護職員の能力に応じた価格設定により、介護職員の処遇改善やモチベーションの向上、利用者の満足度向上が可能となる」としている。

今でも介護士のサービスの能力や対人コミュニケーション能力は人それぞれであり、利用者から評価の高い介護士もいれば、そうではない介護士も多い。現状でも料金が発生しないかたちでの指名制度を設けることは制度上可能だが、実施している施設は少ない。施設側にもメリットはないし、評価の高い介護士に指名が集中するのが目に見えている。介護士の絶対数が不足するなかで、利用者の希望に応えられるだけの人材キャパシティは、どの施設にもない。

だが、指名料制度を設け、事実上の介護サービス価格の自由化を行えば、これまで介護とは無縁だった職種の人達がこの業界に参加してくることも考えられる。「指名上位介護士」となれば、相当な報酬になるかもしれない。介護士になるための必要な資格はないため、介護ビジネスに多くの人材が集まり、介護士不足の問題は解決する。

というのが、前述の提言を出した規制改革推進会議のメンバーの1人、八代尚宏氏（昭和女子大学特命教授）の持論だ。

能力より容姿や年齢？

しかし、そう上手くいくだろうか。同提言では、介護保険サービスの受給者に、保険外サービスを同時に提供する混合介護の提言も行っているが、曰く、「現在は理美容サービスのみ提供可能としているが、理美容サービスに限る理由は乏しい。買い物支援やマッサージなど、原則として自由とするべきである」とのこと。これも八代氏のかねての持論で、16年9月に公取委が同様の提言を出したときも、八代氏はその提言書に名を連ねていた。

しかし、マッサージの上手な人を「指名」する「指名料」制度を、介護保険制度の一環として行うのはいかがなものか。介護士として、介護福祉士などの資格と知見、経験を有しているという点での評価ではなく、単純に指名の多寡や利用者のニーズで指名料が決まるのであれば、例えば若くて綺麗な女性が「指名上位」を占める結果に陥る地域も出るだろう。「話し相手になる」というのも、もちろん認知症の方のみならず、すべての要介護者にとって重要な行為だが、この一点のみでも指名料の差は生じ得る。その場合、判断基準は何に依るのか。介護士の指名獲得数・人気が、その介護士の能力というよりは、容姿や年齢などで決まったりはしないか。

それが自由市場の原則であり、公正な市場経済の帰結だ、と八代氏は答えるのかもしれないが、マッサージを頼みたければ専門業者を頼めばよいものを、なぜそれをわざわざ介護保険制度を介して、介護士にさせるのか。その点が厚労族と相いれないわけだ。

実は現状でも、介護報酬単価を上回る介護サービス価格の設定は、介護保険法などでは、とくに明示的に禁止されていない。しかし、現実には、たとえ利用者の合意があったとしても、行政指導がそれを許していない。逆を言えば、これを解禁するのも法律ではなく政省令、もしくは通知のレベルで可能だ。

尾辻秀久元厚労相

価格自由化はパンドラの箱

そもそも介護サービス価格の自由化の是非をどう考えるべきか。介護サービス単価を公定価格とするメリットとして、保険財源の浪費や割高なサービスの強制を防ぎ、利用者の所得に関係なくサービスを受けられる公平性が挙げられる。一方で政府の予算、すなわち保険財源の事情により供給されるサービスが制限され、財政の厳しい地方自治体では、高コストの施設介護の新設が抑制されるなど、需要に逆行した供給調整がとられるなどのデメリットがある。

また、公定価格であれば、価格による需給調整が働かないため、需要はいつまでたっても旺盛なままで減少しない一方、供給量は減少したまま放置され、介護労働力不足も一向に改善しないというリスクもある。

一般市場では、価格は需要や供給の関係によって変動し、消費者の選択や財、サービスが持つ代替性によって価格調整が行われる。急速に増加する需要に見合った供給体制を整備するためには、市場による需給調整メカニズムを導入すべきだというのが、介護サービス価格自由化論者の主張である。

価格が自由化されれば、介護事業者の採算性が向上し、介護職員の賃金引き上げが可能になり、介護職員の能力やサービス向上へのインセンティブが確保され、熟練した介護職員の賃金向上も期待できる。利用者にとっての利便性向上にも結び付く。

しかし、逆に自由化により介護サービス価格が急上昇するおそれもある。現在の日本のように、供給に比して需要が余りに大きい売り手市場の場合においては、その危険性はとくに高い。

また、今回の提言には、「繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料を徴収すること」との提案もある。逆を言えば、時間指定料を払えない人は、もう必要な時間に介護サービスを受けることもできなくなる。

このように、過度な市場原理の導入を行うと、高いサービスを追けられる権利が一部の人たちに限定され、基本的に同一の保険料を納付したにもかかわらず、給付において高低差が生じる不公平が生じる。改めて強調しておくと、介護保険料は基本的に収入の多寡にかかわらず一定である。

「指名料」を徴収するのであれば、「同伴料」も徴収するのだろうか。「若い介護士と一緒に買い物に出かける権利」も介護保険サービスの「横出し」（付加サービス）として認めるべきなのだろうか。否、これも「気持ちいいマッサージを若い綺麗な女性にしてもらいたいという指名」同様、介護保険制度の理念とはかけ離れた要求であり、切り離して考えるべきニーズだ。

冒頭の尾辻議員の発言が出た際、党本部の会議室内では笑いが起こり、ある種のジョークとして受け止められたが、なるほどそういう意味の「指名料」になる危険性は十分あるのだ。

神戸市では「カジノ型デイサービス」が条例で規制された。要介護者の性欲をどう対処すべきかという「性介護」の議論も一方では存在する。自由化の議論は常に発散・無限膨張の危険性を孕むパンドラの箱だ。そんななか、介護保険はその対象を厳密に絞り、固守してきた。ただ単に人材難解消、新規参入促進の目的で、この危険性を現実のものにしてはならない。